

【目次】

・年頭所感

…1 ページ

検討グループの活動
状況

…2、3 ページ

・集団的消費者被害
救済制度検討チ
ームが発足
・寄附金のお願い
・編集後記

……4 ページ

年頭所感

ホクネット理事長

向田 直範



明けましておめでとうございます。

昨年は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故という未曾有の災害に見舞われました。

原発の方は、政府の収束宣言にもかかわらず、どう見ても収束している様には見えません。

今年こそは、良い年でありますようにと願わずにいられません。

ホクネットは、2010年に適格消費者団体として認定されましたが、認定によって、ホクネットの活動に一層の弾みがついたように思います。

現在、常設的な継続的取引グループと情報通信グループのほか、個別事案を取り扱う中古車買取トラブル検討グループおよび人身傷害保険検討グループが活動しております。

問題のある契約条項については、契約条項の是正、必要な場合には当該条項の差止を求めることとなりますが、差止請求の限界も感じているところです。

消費者庁は、現在、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」創設に向けての立法化を進めています。

この案では、適格消費者団体に消費者に代って損害を回復する権限が付与されることとなります。

しかしホクネットの現状からすると、事務局を充実し、財政的基盤を強化しなければ、絵に描いた餅になりかねません。

国からの金銭的な支援当然必要です。

ホクネットも財政基盤強化のために動き出しています。

昨年10月、国税庁長官から認定NPO法人としての認定を受けました。

この制度は、NPO法人への寄付を促す制度で、寄付を税金から控除することができるというものです。

これを契機にホクネットへの寄付が増えることを期待しております。

今年も、寄付だけでなく何かとお世話になりますが、サポートをよろしく願いいたします。



検討グループの活動状況

中古車買取トラブル検討グループ

検討グループ員 中谷 敦（弁護士）

中古車買取契約をめぐる様々な問題が生じています。

特に、①高額の解約料を請求された、②強引な勧誘によって契約したが、後になってより有利な条件での買取契約ができることが判明した、③契約後、「事故車であることが判明した」などと言われて、契約した買取金額から減額された、というトラブルが多いように思います。

これらのトラブルを防止するには、とにかく「契約前に契約書をよく読むこと」と、「金額に納得しない限りは契約しないこと」と、「事故車であることをしっかりと申告し、その旨を契約書に記載してもらうこと」が重要です。

契約前に契約書をよく読むことにより、高額の解約手数料を取られる可能性があることがわかります。

そうすると、うかつに契約してしまつては危険であることが事前にわかるので、契約するべきか否か慎重に考えるようになります。

また、必ず「契約前に」複数の業者に査定してもらい、金額に納得した業者に買い取ってもらうことが必要です。

いかに強引な勧誘がなされたとしても、一度契約してしまうと、それを取り消すことは極めて難しいため、必ず「契約前に」、複数査定をする必要があります。

「勧誘が強引だから」「早く帰って欲しかったから」などという理由で契約してしまうことは、絶対に避けて下さい。

そして、事故車であることを申告しなかったり曖昧なままにしておくと、そこに付け込まれて後日減額させられるので、必ず事前に申告し、その旨を契約書に記載してもらうようにして下さい。

要するに、事故車であることを前提に査定したことを明確にしておくのです。

口頭だけでは危険です。必ず契約書に記載させて下さい。

以上の点を心掛ければ、トラブルはずいぶん減るのではないかと思います。

中古車についての相談は……

社団法人日本中古自動車販売協会連合会が、中古車相談室を設置しています。また自動音声相談サービスも行っていますので、ホームページでご確認ください。

結婚式場のキャンセル料トラブルについて



情報通信グループ検討委員 竹之内 洋人 (弁護士)

情報通信グループでは、現在、結婚式場の契約約款についての調査・申し入れ活動を行っています。

結婚式場のキャンセル料をめぐって、以下のようなトラブルが発生しています。

- ① 式の1年以上前に式場を下見したところ、人気のある式場なので早く押さえないと取れなくなると式場の人に言われ、予約金10万円を支払い予約した。

式の10ヶ月前に日取りを変更せざるをえなくなったが、希望の日はいずれも取れないと言われた。

やむなくキャンセルしたところ、予約金はキャンセル料になると言われた。

人気の式場なので私がキャンセルしても他の人が予約すると思われ、納得いかない。

- ② 式の2ヶ月前に式を延期せざるをえなくなり、キャンセルを申し出たところ、人数などきちんとつめていない段階の見積もりを元にキャンセル料30%90万円を請求された。高額すぎないか。

キャンセル料の規定は、消費者契約法9条により、事業者に生じる平均的損害を上回るものは無効とされています。

①の事例では、相当以前から予約で埋まるような人気式場ですから、10ヶ月前なら別の予約が入る可能性は高いとみられ、キャンセルによって式場に損害は生じていないとみるべきでしょう。

②の事例では、2ヶ月前だと別の予約が入るとは限らず、式場の損害(予定通り行われていれば得られた利益を含む)を一定賠償せざるをえないと思われませんが、キャンセル料の計算対象となる見積もりの人数等が過大でないか、業者の既支出額と見込み利益を踏まえると過大すぎないか、という疑問は生じます。

このように、高額すぎるキャンセル料については、消費者契約法上、減額を求めることも可能ではありますが、挙式日程の変更という大事の中で交渉するのはなかなか大変です。

式場の契約をするときにはキャンセルすることは考えない人が多いでしょうが、キャンセル規定は式場の姿勢を示す一要素ともいえますので、このことも式場決めに当たっては考えに入れたほうがよいかもしれません。



集团的消費者被害救済制度検討チームが発足！

消費者庁では、集团的消費者被害回復のための新たな訴訟制度について、関係する法案を平成24年通常国会に提出することを予定しております。

一方、ホクネットでは新しい制度が導入されたとき、業務体制の適正な遂行と経理的基盤等の対応及び対象事例の想定など、いろいろなケースでの検討が必要とされており、このことについて検討するチーム(7名)が発足しました。

第1回目の集团的消費者被害救済制度検討チームの会合は平成24年1月5日に開催され、主に昨年12月に公開された「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」をもとに様々な事例を想定してのQ&A方式にて疑問がだされました。

主な意見として、①対象事例が現実存在するのか疑問である、②クレジット会社が絡んでいる契約で、抗弁の接続ができないケースで、どう扱うのか、③第一段階訴訟係属中に相手が破産した場合、一般原則に従って訴訟は中断するケースの扱いなど、実際に授権した場合に想定される事例を出し合いました。

今後は法案の要綱(案)が出されるであろう2月に、検討チームを開催することで終了しました。

寄附金を受け付けています！！

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

税額控除の対象となります！

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

※ 編集後記 ※

異常気象といわれる状況は世界中に広がっていますが、日本列島でも北海道でも例外ではないようです。

長雨や猛暑に続き、この冬は大雪、厳寒。

春を待ち望む気持ちが一段と強くなります。

でも、北国ならではの冬・雪・氷の祭典が各地で開催され賑わいを見せるのもこれからが本番。

真冬の楽しみ方もしっかりと受け継がれています。

これが終わったら春到来。

もう少しの間、除雪に精を出すことにしましょう。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成24年 3月31日を予定しています。